

熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領の改正案について

1 改正の経緯

熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領（以下「審議要領」という。）は、異議申立てに係る審議手続について委員会で定めた細則であり、異議申立てに当たって、委員会に提出された資料の閲覧を委員会に申し出て、それに対して承諾（一部承諾）や拒否を通知する様式も定めている。（これまで異議申立てがあったことはない。）

このたび、第1回及び第2回委員会で報告した行政不服審査法の改正内容に沿って審議要領の文言を整理するとともに所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行する予定。

2 改正の概要

審議要領の整理等の見直しを行う。

- ① 見出し中、「異議申立」を「審査請求」に、本文中、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。諮問に当たり、添付された「弁明書」について規定する。また、条ずれ及び項ずれを改める。（行政不服審査法の改正に伴う整理）
- ② 写しの作成に要する費用について手数料条例で規定するため、費用について規定した第10条第4項、第5項を整理し、費用について規定した別表を削り、写しの交付申込書の様式を規定する。（手数料条例の改正に伴う整理）
- ③ 委員は、委員会が行う審査請求に係る事件の調査、審議及び議決に加わることができない場合について規定する。（個人情報保護審査会運営要領と同様の規定整理）

3 改正点

別添「熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領新旧対照表」のとおり